

平成 29(2017)年度第 10 回大学院法務研究科（法科大学院）教授会議事録要旨

日 時： 平成 30(2018)年 1 月 17 日（水）14 時 00 分 ～ 14 時 12 分
場 所： 大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）3 階 S303 教室
構成員数： 11 名（定足数 6 名）
出席者： 9 名（定足数充足）
欠席者： 2 名
議長： 片山 克行（法務研究科長）

議 案：

議案 1. 平成 30(2018)年度定例教授会日程（案）について

議長より、資料に基づき、平成 30(2018)年度定例教授会日程（案）について、今年度（平成 29(2017)年度）と同様に、学部や他の研究科双方において審議・議決が必要とされる規則等の制定・改廃及び協定の締結案については、オブザーバーとして研究科長が出席している学部長会議の席上で学長が直接、法務研究科長に法務研究科教授会の議案の提案として行い、毎月初回月曜日に開催の大学学部長会議において法務研究科での審議が要請された場合、翌週水曜日開催の法務研究科教授会で審議を行う（執行部会議は毎月初回の学部長会議と同じ週の水曜日開催ゆえに当該審議内容について執行部内での検討が可能である）、但し、7 月については、校舎移転前の集中授業編成態勢下での判定教授会のため通常より一週後にずらし、また学則上毎月教授会を開催することが規定されているが、平成 30(2018)年度に限り 8 月度教授会は開催しないものとする旨説明が為された。また、事務室事務長より、板橋校舎移設後の 9 月度教授会以降の板橋校舎での教授会会場を記載した別添資料を配布したので参照願いたい旨説明が為された。審議の結果、平成 30(2018)年度定例教授会日程（案）について承認された。

議案 2. 板橋校舎移転に伴う法務研修生内規の改正について

議長の指名により学生委員会委員長より、資料に基づき、板橋校舎移転に伴い、施設の利用、授業聴講等内規の内容に改正の必要が生じたこと、施行上、移転前と移転後の双方について内規を改正する必要がある、平成 30(2018)年度募集に際しては移転まで内規を並置させる旨説明が為された。審議の結果、内規の改正について承認された。

議案 3. 名誉教授の推薦について

議長より、資料に基づき、平成 30(2018)年 3 月 31 日付で退職となる教員（研究科長）は「大東文化大学名誉教授規程」に係る学部長会議申合せ事項に記載されている通り、同規程第 2 条第 1 項第 3 号に基づき名誉教授の被推薦者に該当するので、その推薦の可否について法務研究科教授会による審議を行いたい、その際、別添の履歴書を資料として参照願いたい旨説明が為された。審議の結果、当該教員を名誉教授に推薦することが承認された。

報告事項：

1. 大東ロージャーナル第 14 号刊行状況について

議長の指名によりロージャーナル編集委員会委員長より、今号は退職する 3 名の教員の「退職記念号」の位置づけであること、執筆者 6 名による論文 3 本及び研究ノート 3 本の計 6 本の掲載を予定し

ており、1月中に原稿を集め、 possible の限り 3 月の教授会日に開催する懇親会時に退職される 3 教授に渡したい、法務学会に係る予算残額の状況により、本ロージャーナルは 14 号で終刊とせざるを得ない見通しである旨報告が為された。

2. その他

(1) 平成 30(2018)年度大学院研究科委員長会議・大学院評議会開催日程(案)について

議長より、平成 30(2018)年度大学院研究科委員長会議・大学院評議会開催日程(案)について、資料に基づき説明が為された。

(2) 平成 29(2017)年度関連当事者との取引調査について

議長の指名により、事務室事務長より、平成 29(2017)年度における、本学園の教職員が出資割合の二分の一を超えている会社、あるいは意思決定機関の過半を占めている法人に属し、本学園と取引がある、あるいはあった場合、資料 6 の調査票を提出する必要があるため、該当する方は本日中に事務室まで申し出されたい旨依頼が為された。

予定された議案の審議及び報告の終了後、参加教員から、来年度における授業の前倒し開講に係る予定について照会が為された。教務委員会委員長より、3 月 24 日(土)を履修登録日とし、実際の授業開始は同月 31 日(土)からである旨回答が為された。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は 14 時 12 分閉会を宣した。

以上